主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文第一項と同旨の判決を求めた。

当事者双方の陳述した事実上並びに法律上の主張は、被控訴代理人において「被控訴人は被相続人である亡Aの姉Bの子すなわち姪であるから、民法第八百八十九条および同条第二項によつて準用される同法第八百八十八条により相続権を有するものである。」と附加主張したほかは、原判決の事実摘示(但し同添附物件目録二十三ないし二十八を除く)と同一であるからこれを引用する。

当事者双方の証拠の提出、援用および認否は、左記のほかは原判決の事実摘示のとおりであるからこれを引用する。

理中

一、 原判決添附物件目録一ないし二十二記載の田および山林(以下本件土地という)がもと訴外Aの所有であつたこと、および同人が昭和二十三年一月十四日に死亡したことは、当事者間に争のない事実である。

二、 被控訴人は亡Aの姪であるから民法第八百八十九条第一項および同条第二項によつて準用される同法第八百八十八条により亡Aの遺産全部を相続したと主張し、控訴人はその相続人たる資格を争うので、先づこの点を判断する。

卑属として平等の立場で相続するのであると説いている。しかし、かりに孫の相続 の場合については右の説が正しいとしても、固有の相続権がなく、特に代襲相続権 のみを与えられた兄弟姉妹の直系卑属について、孫の場合と全く同一に解釈して代 襲相続権を否定するのは無理な推論であるばかりではなく、外に合理的根拠を見出 すこともできない。がんらい家督相続の制度を廃止し、相続については純然たる財 産相続制を採用して傍系親である兄弟姉妹をも相続人とし、しかもその代襲相続を 認めた現行民法の立場は、被相続人の財産的権利義務は当然に一定の親族に相続さ せるという親族主義的な相続思想に基くものであつて、血縁者があるときは相続財産はなるべく、血縁者を除外して国庫に帰属せしめないことをも意図するものとい うことができる。従つて、代襲相続の精神は自然の順序に従えば相続することがで きたのに偶然の事実である推定相続人の先死等によつてその利益を失うことは、人 情の上からもまた衡平の見地からも相当ではなく、かかる相続の期待を保護尊重す ることに在るものと理解すべきである。そうであるから、控訴人主張のような解釈は、上記代襲相続の精神にも反し、また、現に甥姪がいるにもかかわらず伯(叔)父、伯(叔)母の遺産が国庫に帰属してしまうことも、後記のような現在の国民の法感情に合わない解釈というのほかはない。これに反し、兄弟姉妹の直系卑属は推 定相続人である兄弟姉妹の一部若くは全部の死亡にかかわりなく、常に代襲相続権 を有すると解するのは、上記のように成文上の根拠を有するばかりでなく、民法が 親族的扶養関係の成立する範囲を三親等の親族の間にまで認めていること 八百七十七条第二項)とも均衡が保たれたことになる。現在家庭裁判所に相続放棄 の申述遺産分割の申請がこれらの代襲相続権者からなされていることは、この解釈 が現在国民の間に存する法感情をたんてきに現わしているものと解するを相当とする。(昭和二五、一〇、七、民事甲二六八二号法務省民事局長回答、昭和三四、一一、九前同、昭和三一、三、二六最高裁家庭甲二六号家庭局長回答、昭和三三、七、二三法曹会決議、昭和三一、二、二五、大阪家庭裁判所家事部決議参照)よつ この点についての控訴人の主張は採用しない。

また控訴人は被控訴人は既にその地位を廃除されたものであると主張する。なるほど成立に争のない甲第十一号証(遺言公正証書謄本)によれば、亡Aは昭和二年三月二十九日付をもつて同人の死亡による家督相続人を選定する場合には、親会員および遺言執行者を指定した遺言公正証書を作成しており、被控訴人は右親族会員、遺言執行者のいずれにも指定されていないことが認められる。しかし、右のような記載のみでは被控訴人を相続人から廃除する意思であるとはたやすく解するとができないばかりではなく、Aが死亡し右遺言が効力を生じた昭和二十三年一月十四日当時にあつては、既に民法の改正により、選定家督相続人の制度は廃止せられていたのであり、他に右の事実を認め得る証拠がないから、控訴人の主張も理由がない。

控訴人主張のようにAの死亡当時同人の姪としては被控訴人のほか、訴外F、Gのいたことは被控訴人の明かに争わないところであるが、成立に争のない甲第三十九号証によれば右両名は適法に相続を放棄していることが認められ、控訴人主張のように亡Aに配偶者のなかつたことは当事者間に争のないところであるから、被控訴人は亡Aの唯一人の相続人としてその遺産全部を相続したものというべきである。

三、本件各土地のうち原判決添付目録一ないし八記載の田八筆については、昭和二十一年三月九日、同九、十一、十五、および十六記載の山林四筆については同日以降同年九月二十三日までの間に、その他の山林については昭和三十二年十一月十七日以降同年十二月二十二日までの間に、それぞれ控訴人名義の所有権取得登記がなされていることは、当事者間に争がない。

控訴人は、本件土地はすべて控訴人が昭和二十一年三月中亡Aから買受けその所有権を取得したものであつて、右登記はいずれも適法になされたものであると主張するので判断する。

先づ、本件土地中田八筆について考えてみるに、成立に争のない乙第百八号証(名寄帳)には右土地は控訴人が亡Aより取得した旨の記載があり、また各その成立に争のない乙第八号証、同第十一号証、当審証人E8の証言および当審での控訴人本人尋問の結果(第一、二回)中には、控訴人の不動産取得はすべて正当になされた趣旨の部分があるけれども、後段認定の諸事実からしてたやすく信用することができない。

次に、本件土地のうちその他の山林について考えるに、本店山林の売渡証とみら

れる乙第四十八号証同第百十五号証ないし同第百十七号証、同第百十九号証および 同第百二十号証がいずれも真正に成立したものと認むべき証拠がない(当審での証 人E3の証言によつてはまだ乙第四十八号証の成立を認めるに足りない)。また当 審証人E2、同E3、同E8、同E9の各証言、当審での控訴人本人尋問の結果 (第一ないし第三回)中には控訴人の主張に添う部分があるけれども後段認定の諸 事実と比較して考えると、これ等も亦たやすく信用することができない。

いですんだ。そして亡Aは前記認定のとおり日常の生活費、交際費等にも大口の出費がなかつたので、昭和二十三年一月十四日死亡当時でも、なお現金約拾弐万円を所持していた。また亡Aは、農地は買収せられるにしても所有山林については上記財産税の納付のための処分又は縁故関係者や薪のない者に対して売却するほかにきるだけ保有しておく考えであつたので、常に台帳(甲第五十五号証の一ないし五)を備付けており、正当に処分されたもので抹消されていないものが多少あるとが認められないでもないが、上記納税のための処分の前後を通じて他に処分と山林は自ら朱線を引いて抹消し、昭和二十二年十月二十八日頃当時においては、山林は自ら朱線を引いて抹消し、昭和二十二年十月二十八日頃当時においては、山林は自ら朱線を引いて抹消し、昭和二十二年十月二十八日頃当時においては、山林は自ら朱線を引いて抹消し、昭和二十二年十月二十八日頃当時においては、本件山林を含む自村がで、本件山林を含む自村がで、本件山林を含む自村がで、本件山林の大部分が控訴人の死亡後調査した結果によれば、山林原野とも僅かに四町一反歩(しかも発んど小面積のもの)を残すだけで、本件山林を含む自村がなされていることが判明した。

一方控訴人は、昭和六、七年頃から松苗植等の日傭取りとし亡A方に出入していたが、次第にAの信用を得て、A方の小作料の収納その他の家政にも相談相手となっていて、Aが昭和二十二年十月頃腎臓病や老衰のため床に就くようになり、翌二十三年一月十四日死亡するまで最もAの身近にいたものである。上記認定のAの山林売却にあたつても、その売却の委任を受けた控訴人は、Aの家の財産状態を十分に解つて、山林を売却する必要があるかどうかも十分知つていたし、さらにAの山林台帳、権利証、実印等を預つて、亡Aの所有山林売買の登記手続はすべて同人の林台帳、権利証、実印等を預つて、亡Aの所有山林売買の登記手続はすべて同人の本台帳、とつて行われ、専ら控訴人が代理人になったり又は代理人を頼んで登記所に出頭してその手続をなしており、控訴人、その妻および兄E8のために大量の山林が登記されることに登記官吏も不審の念を抱いていた程であつて、Aの死後ものの村民から疑惑の目をもつて見られていた。

い)。 そうであるから、控訴人が本件山林等を買受けたものとすれば、それが相当量のものであるだけに、亡Aがそれを処分する必要があつたことと、その代金が何に費消されたかを十分に説明し立証し得る地位にあるのに、本件ではそれらの点が十分に主張立証されていない。従つて本件不動産について控訴人に所有権移転登記手続がなされているとはいえ、控訴人が適法に本件不動産を買受けたとはまだ認めることができない。

四、 右に認定したように、控訴人主張の登記原因の存在が立証せられない以上、本件土地は亡Aの相続財産に属し、被控訴人がその所有権を取得したものというべきであつて、控訴人名義の各所有権取得登記は実質的権利関係に吻合しないものであるから抹消を免れず、これと同じ見解のもとに被控訴人の右登記抹消の請求を認容した原判決は相当であつて、本件控訴は理由がない。

五、 よつて民事訴訟法第三百八十四条第一項により本件控訴を棄却することとし、控訴費用の負担について同法第九十五条、第八十九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 村松俊夫 裁判官 伊藤顕信 裁判官 杉山孝)